国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為、公的研究費の不正使用の防止体制

通報者
＜通報方法＞
・電子メール
・面談、書面
・電話

通　報　　通　知

本調査実施の
指示・報告

最高管理責任者
学　長

本学全体を統括、研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の運営及び管理について最終

不正防止対策の基本方針の策定及び周知

法人監査室 ⇔ 連携 ⇔ **監事**　**会計監査**

・不正防止体制の確認・検証
・監事及び会計監査人と連携し、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施
・研究不正防止対策推進室等と連携
・公的研究費を適正に管理するため、大学全体の視点からモニタリングを実施するとともに、不正を発生させる要因を把握し、不正が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査を実施

連携

通報窓口
総務部総務課

↕

コンプライアンス管理者

↕

コンプライアンス副管理者

↕

研究不正調査委員会※
・本調査の実施
・審理及び認定
・再審理
※研究費不正使用の場合は
コンプライアンス委員会が対応

↓

懲戒審査

↓

調査結果の公表

予備調査の依頼・報告※ ⇔

※研究費不正使用の場合は
理事（財務・労務管理担当）が対応

統括管理責任者
理事（研究・医療・評価・IR担当）

最高責任者を補佐し、研究倫理の向上、不正行為の防止及び公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ

大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示

研究不正防止対策推進室

【組織】
（1）不正行為防止規則第５条に規定する統括管理責任者（理事（研究・医療・評価･IR担当））（2）不正使用防止規則第６条に規定する統括管理責任者（理事（研究・医療・評価･IR担当））(3) 学長が指名する理事(4) 学長が指名する職員(5) 学長が指名する学外者

【任務】
(1) 研究者倫理の向上に関すること。
(2) 高知大学における研究者の行動規範に関すること。
(3) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
(4) 研究倫理教育、コンプライアンス教育及び啓発活動に関すること。
(5) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
(6) その他公正な研究活動の推進のため必要な事項。

コンプライアンス推進責任者
研究倫理教育責任者（コンプライアンス推進責任者をもって充てる）

・各部局における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ
・必要に応じコンプライアンス推進副責任者を任命
・各部局における研究者等の研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するとともに、研究倫理に関する知識を定着、更新させる
（研究倫理教育責任者）

・自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認する
・不正防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する
・研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導
・自己の管理監督又は指導する部局に所属する研究者等広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育及び啓発活動を実施する。

グループ責任者
（研究代表者等）

経費執行（使途、内容等に係る説明責任）

相談窓口
【朝倉・物部地区】
・財務課総務管理係（使用ルールに関すること）
・経理課契約係（物品調達等に関すること）
・研究推進課研究助成係
（科研費の申請や制度に関すること、受託研究等の申請や制度に関すること）
【岡豊地区】
・会計課外部資金担当係（使用ルールや物品調達に関すること）
・総務企画課研究推進室企画係（補助金、研究助成、臨床研究等の申請や制度に関すること）
・総務企画課研究推進室研究支援係（科研費、共同研究、受託研究等の申請や制度に関すること）